

POPs廃棄物の指定対象及び主な処理基準（案）

		POPs			
		特別管理廃棄物		「POPs含有産業廃棄物」	
		(汚染物)	(廃製品)	(汚染物)	(廃製品)
産業廃棄物	指定対象	・特定の施設から排出されるもので、POPsを高濃度に含有する（少なくともPOPs原体に近い性状を有する）汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 【具体例】 HCBdを数十%含有する廃油	・特定のPOPs使用製品が廃棄物となったもの（例外的にPOPsが環境中に放出されやすい形で含有されているもの）	・特別管理廃棄物以外で、特定の施設から排出されるもので、POPsを一定程度（少なくともLPC以下）を超えて含有する汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ	・特別管理廃棄物以外で、特定のPOPs使用製品が産業廃棄物となったもの（今後廃棄されることが具体に見込まれるものでPOPsが使用されていることが判別可能なもの） 【具体例】 POPs農薬、PFOS含有消火器、PFOS含有泡消火薬剤
	主な指定理由	・一定程度を超えてPOPsを環境中に放出するものとして、一連の処理過程において 特別な管理を要する性状 であるため。	・（左欄と同じ）	・廃棄物処理施設の能力に応じて 廃棄物中のPOPsが適正に分解されるようにするため。	・（左欄と同じ）
	主な処理基準	<要検討> 【具体例】 ・容器に収納して収集、運搬、保管する ・POPsが適正に分解されるよう焼却等する	・（左欄と同じ）	<要検討> 【具体例】 ・POPsが適正に分解されるよう焼却等する	・（左欄と同じ）
		—	—	—	—
一般廃棄物	指定対象				
	主な(非)指定理由	・ 上覧の産業廃棄物と同様の性状を有するものが排出されることが想定されないため。	・（左欄と同じ）	・（左欄と同じ）	・一般廃棄物に占める割合が少なく、頻繁に排出されるものではなく、 大部分は多量の他の可燃物とともに混焼されていると 考えられ、平成12年度以降に設置された 国内の一般廃棄物焼却施設の95%はバーゼルガイドラインで示される燃焼温度850℃以上の処理能力を有しているため。
	主な処理基準				